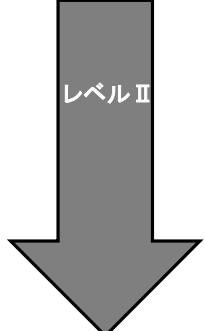
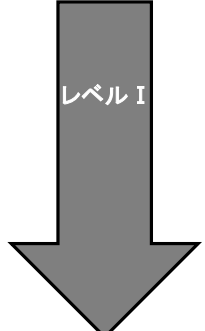




いじめ・暴力行為・問題行動を発見したり、本人・保護者・友人等から通報を受けた

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ことばによるからかい</li> <li>○無視</li> <li>○周囲への攻撃的な言動</li> <li>○無断欠席・遅刻</li> <li>○反抗的な言動</li> <li>○服装・頭髮指導</li> <li>○授業エスケープ</li> <li>○学校施設の無許可使用</li> <li>○地域迷惑行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仲間はずれ</li> <li>○悪口・陰口、軽度の暴言</li> <li>○攻撃的な言動</li> <li>○軽微な授業妨害</li> <li>○軽微な器物損壊</li> <li>○軽微な暴力(生徒間暴力)</li> <li>○授業をさぼって校内・校外でたむろ</li> <li>○喫煙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悪質で被害の大きい暴言・差別発言・誹謗中傷行為</li> <li>○軽度な脅迫・強要行為</li> <li>○軽微な暴力(対教師暴力)</li> <li>○軽微な窃盗行為</li> <li>○悪質な賭けごと</li> <li>○著しい授業妨害や器物損壊</li> <li>○バイクの無免許運転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重い暴力・傷害行為(生徒間暴力・対教師暴力)</li> <li>○重い脅迫・強要・恐喝行為</li> <li>○危険物の所持</li> <li>○違法薬物の所持・販売行為</li> <li>○窃盗行為</li> <li>○痴漢行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○極めて重い暴力(生徒間暴力・対教師暴力)</li> <li>○傷害行為</li> <li>○脅迫</li> <li>○強要</li> <li>○恐喝行為等</li> <li>○凶器の所持</li> <li>○放火・強制わいせつ・強盗</li> </ul>



校内で生徒指導委員会を開き、状況確認や聞き取りを行います。そこで今後の指導方針・対応について協議します。

教育委員会に状況を報告し、連携して指導にあたります。

○担任や学年の教師が中心となって指導します。  
○保護者へ連絡し、指導への理解と協力を求めます。

○校長・教頭・生徒指導部を含めた学校全体で指導します。  
○保護者来校。指導への理解と協力を求めます。

○警察やその他関係機関に報告します。  
○警察やその他関係機関と連携し、指導します。  
○保護者来校。指導への理解と協力を求めます。

○教育委員会と協議します。(出席停止措置など)  
○警察等と連携し、指導を受けます。

○学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移行します。

<再発防止に向けて>  
保護者と連携し、継続的な指導をします。関係機関とも連携します。

指導後の観察

関係機関と連携し、指導します。

関係機関とは...  
・警察  
・子ども家庭センター  
・少年サポートセンター など

**留意事項**

- レベルⅠ・Ⅱの問題行動についても、必要に応じて警察などの関係機関と連携を図ることも考えられます。
- どのレベルであっても、同様の問題行動を繰り返す場合には、ひとつ重いレベルとして対応します。